

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 趣旨

雇用保険三事業の助成金について、依然として厳しい雇用失業情勢の中で十分な政策効果が上がるよう、引き続き重点化、合理化等を図るとともに、政策的必要性が低下しているものについては廃止等整理統合を行う観点から、平成17年度予算により措置する事項を実施するため、雇用保険法施行規則等について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 地域雇用開発促進助成金の見直し（雇用保険法施行規則（以下「雇保則」という。）

- ① 沖縄若年者雇用開発助成金を地域雇用開発促進助成金に統合。
- ② 地域雇用促進奨励金の廃止。
- ③ 沖縄若年者等雇用特別奨励金の地域雇用促進特別奨励金へのメニュー化。

(2) 建設業労働移動円滑化支援助成金の見直し（雇保則）

- ① 「建設業労働移動支援定着促進給付金」について、名称を「建設業新規・成長分野定着促進給付金」とするとともに、支給対象事業主を新規・成長分野に係る事業を行う中小建設事業主と、支給対象講習を期間が2週間以上のものとし、助成額を増額。
- ② 「能力開発業務実施奨励金」について、講習等を受けた者が再就職できた場合に、助成額を増額。
- ③ 労働移動支援助成金への統合。

(3) 建設雇用改善助成金の見直し（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）

- ① 第三種建設教育訓練助成金の支給要件を建設作業に係る職業訓練を実施することに改正、支給額の見直し等。
- ② 雇用改善推進事業助成金の助成率及び限度額の引上げ対象に、建設労働者の再就職支援のための助言等を行うこと等を追加、支給額の見直し等。
- ③ 建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金の延長
平成18年3月31日まで、第二種建設教育訓練助成金又は第四種建設教育訓練助成金として、建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金を支給。
- ④ 建設業需給調整機能強化促進助成金の見直し
支給対象に中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者等に対し求職に関する情報等を提供する事業等を行う中小建設事業主団体を追加、支

給限度額の見直し等。

(4) その他

その他所要の改正を行うものとする。

3. 施行期日

平成17年4月1日

地域雇用開発促進助成金等の見直し

～平成17年3月31日

平成17年4月1日～

地域雇用開発促進助成金

地域雇用開発促進助成金

【地域雇用促進奨励金】

(雇用機会増大促進地域)(過疎雇用改善地域)(農山村地域)
事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者に支払った賃金に相当する額の一定割合を支給 1/6 (中小1/4) 6か月間

【地域雇用促進特別奨励金】

(雇用機会増大促進地域)(過疎雇用改善地域)
事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数(5人(小規模事業主は3人)以上)及び設置・整備費用に応じて一定額を支給 25万円～500万円 3年間

(雇用機会増大促進地域における特別の措置)
※大規模雇用開発(モデル事業)計画への特別助成
事業所の設置に伴い雇い入れた地域求職者の人数(50人以上)及び設置費用に応じて一定額を支給
4,000万円～2億円 3年間

(農山村地域)
事業所の設置に伴い雇い入れた地域求職者の人数(5人以上)及び設置費用に応じて一定額を支給
250万円～4,000万円 3年間

【地域高度人材確保奨励金】

(高度技能活用雇用安定地域)
雇用創出に結びつく新事業展開等を行うために必要な高度技能労働者の受け入れに対して一定額を支給。地域求職者の雇入れを伴う場合は、地域求職者についても一定額を支給
・高度技能労働者 100万円(中小140万円)
・地域求職者 20万円(中小30万円)

沖縄若年者雇用開発助成金

【沖縄若年者雇用奨励金】

事業所の設置・整備に伴い雇い入れた沖縄に居住する30歳未満の者に支払った賃金に相当する額の一定割合を支給
1/3 1年間(最大2年間)(上限:30事業所)

【沖縄若年者等雇用特別奨励金】

事業所の設置・整備に伴い雇い入れた沖縄に居住する30歳未満の者の人数(3人以上)及び設置・整備費用に応じて一定額を支給
15万円～625万円 3年間

〔廃止・統合〕

〔助成額の
引き上げ
(1.5倍)〕

〔変更なし〕

〔変更なし〕

〔変更なし〕

〔統合〕

【地域雇用促進特別奨励金】(名称変更検討)
(雇用機会増大促進地域)(過疎雇用改善地域)
事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数(5人(小規模事業主は3人)以上)及び設置・整備費用に応じて一定額を支給 37.5万円～750万円 3年間

(雇用機会増大促進地域における特別の措置)
※大規模雇用開発(モデル事業)計画への特別助成
事業所の設置に伴い雇い入れた地域求職者の人数(50人以上)及び設置費用に応じて一定額を支給
4,000万円～2億円 3年間

(農山村地域)
事業所の設置に伴い雇い入れた地域求職者の人数(5人以上)及び設置費用に応じて一定額を支給
250万円～4,000万円 3年間

【地域高度人材確保奨励金】

(高度技能活用雇用安定地域)
雇用創出に結びつく新事業展開等を行うために必要な高度技能労働者の受け入れに対して一定額を支給。地域求職者の雇入れを伴う場合は、地域求職者についても一定額を支給
・高度技能労働者 100万円(中小140万円)
・地域求職者 20万円(中小30万円)

【沖縄若年者雇用奨励金】

事業所の設置・整備に伴い雇い入れた沖縄に居住する30歳未満の者に支払った賃金に相当する額の一定割合を支給
1/3 1年間(最大2年間)(上限:30事業所)

建設労働者のための助成金の全体像

<平成16年度>

<平成17年度>

建設業労働移動円滑化支援助成金
(雇保則)

労働移動支援助成金

統合

- ◎ 建設業労働移動支援定着促進給付金
- ◎ 建設業労働移動支援能力開発給付金
 - 能力開発業務実施奨励金
 - 能力開発業務受講奨励金

建設業労働移動円滑化支援助成金(雇保則)

- ◎ 建設業新規・成長分野定着促進給付金
- ◎ 建設業労働移動支援能力開発給付金
 - 能力開発業務実施奨励金
 - 能力開発業務受講奨励金

名称及び支給要件の変更

拡充

建設雇用改善助成金
(財会省令)

建設雇用改善助成金
(財会省令)

- ◎ 建設教育訓練助成金
 - 第1種から第4種まで
 - 新規成長分野進出教育訓練助成金
- ◎ 雇用管理研修等助成金
 - 第1種、第2種
- ◎ 福利厚生助成金
- ◎ 雇用改善推進事業助成金
 - 第1種、第2種
 - 建設業需給調整機能強化促進助成金

- ◎ 建設教育訓練助成金
 - 第1種から第4種まで
 - 新規成長分野進出教育訓練助成金
- ◎ 雇用管理研修等助成金
 - 第1種、第2種
- ◎ 福利厚生助成金
- ◎ 雇用改善推進事業助成金
 - 第1種、第2種
 - 建設業需給調整機能強化促進助成金

第3種のみ
拡充

それぞれ拡充

建設業労働移動円滑化支援助成金の改正について

1 趣旨

建設業労働移動円滑化支援助成金について、名称及び目的が類似している労働移動支援助成金と統合するとともに、建設業労働移動支援定着促進給付金について、支給対象事業主を雇用拡大が期待される建設業関連の新規・成長分野へ進出する者に限定する等の重点化を図り、また、建設業労働移動支援能力開発給付金について、より実効性のある再就職支援を促進するため、講習等の実施後再就職等が実現した場合に助成額を増額することとする。

2 内容

建設業労働移動円滑化支援助成金(平成18年3月31日までの暫定措置)を労働移動支援助成金に統合し、メニュー化する。

(建設業労働移動円滑化支援助成金改正の概要)

(1) 助成要件

① 建設業新規・成長分野定着促進給付金

支給対象を建設業事業主から建設業関連の新規・成長分野へ進出する建設業事業主に限定し、講習実施期間に係る要件を1週間以上から2週間以上とすること。

② 能力開発業務実施奨励金

建設業から離職を余儀なくされる者等の再就職等に必要な教育訓練等の支援(以下「労働移動支援能力開発等援助」という。)を行う建設事業主団体に対する実施経費の助成のうち、労働移動支援能力開発等援助実施後3か月以内に再就職等を実現したのものに対する助成額を増額すること。

(2) 支給額

① 建設業新規・成長分野定着促進給付金

講習実施期間が1週間以上2週間未満の場合1人当たり10万円、講習実施期間が2週間以上の場合1人当たり20万円となっているものを2週間以上の場合30万円に改める。

② 建設業労働移動支援能力開発給付金

3ヶ月以内の再就職等の状況と、その者に対して実施した労働移動支援能力開発等援助の内容に応じ、以下の額を追加給付する。

ア 建設業内外の新規・成長分野、又は地域再生の事業分野への転職等に必要な労働移動支援能力開発等援助を実施し、3ヶ月以内に当該事業分野に再就職している場合、当該労働移動支援能力開発等援助の実施に要した費用の1/3に相当する額(1人当たり40万円を限度)

イ 労働移動能力開発等援助を実施し、3ヶ月以内に再就職している場合(アに該当する場合を除く。)、当該労働移動支援能力開発等援助の実施に要した費用の1/6に相当する額(1人当たり20万円を限度)

教育訓練の広域化・共同化の推進

1 趣旨

技能労働者に対する教育訓練については、建設事業主に中小零細企業が多いことに加え、厳しい経営環境の中で、個々の企業努力のみで対応することに限界が生じており、訓練の効率化を図るため、広域化・共同化を一層推進する。

2 内容

(1) 広域的な職業訓練を実施する団体等に対する支援の拡充（建設教育訓練助成金第3種の拡充）

- ① 職業訓練法人が広域的な職業訓練を実施する場合にその職業訓練の推進のための活動を支援する助成措置（活動に要した経費の 2/3 を助成）について、当該職業訓練法人が実施する職業訓練の職種に係る要件を野丁場職種から建設関係全般の職種に拡大するとともに、受講者数の拡大に対応した支給限度額の拡充を行う。

【拡充の概要】

・ 対象職種

野丁場職種（型枠工、とび工、鉄筋工、建設機械運転工、配管工等の職種に属する作業であって、主として大規模な建設工事を行うもの）を建設関係全般の職種に拡大

・ 支給限度額

4万人日以上職業訓練を行う場合の支給限度額を拡充

訓練人日 2万人日未満 限度額 4,500万円

2万人日以上 3万人日未満 限度額 6,000万円

3万人日以上 4万人日未満 限度額 7,500万円

4万人日以上 限度額 9,000万円（拡充部分）

- ② 広域的な認定訓練の実施に必要な施設・設備の設置・整備を行った職業訓練法人に対する助成措置（設置・整備に要した経費の 1/2）の対象職種を野丁場職種から建設関係全般の職種に拡大

- ③ 広域的な職業訓練を受講させた建設事業主に対する助成措置（旅費の 1/2）の対象職種を野丁場職種から建設関係全般の職種に拡大

(2) 建設事業主団体による推進

雇用改善推進事業助成金の活用促進（継続）

建設事業主団体等の活動を通じた建設事業主等による再就職支援実施等の促進 (雇用改善推進事業助成金(第1種・第2種)の拡充)

1 趣旨

失業をできる限り避け、円滑な労働移動を実現するためには、建設業から離職を余儀なくされる者等に対し、建設事業主による再就職支援が行われることが適当であるが、建設業は、中小零細な事業主が多いこと等から、事業主による再就職支援への取組は低調であることから、建設事業主団体等の援助を通じ、事業主や事業主団体による取組を一層促進する。

2 内容

建設事業主団体等の雇用改善のための活動を支援する雇用改善推進事業助成金について、「再就職支援の実施の促進を図る事業」を、助成率及び限度額の引き上げ対象となる重点項目に追加し、建設事業主や建設事業主団体による再就職支援実施の促進及び建設労働者就労機会確保事業等の活用の促進を図る。

(参 考)

雇用改善推進事業助成金の概要(現行)

① 第1種

雇用改善について目標値を定め、その目標値を達成するために傘下事業主等を対象に活動を行う中小建設事業主団体等に対し、経費の1/2(重点項目は2/3)を助成(限度額:200万円(全国的な団体は1,000万円)、教育訓練実施の共同化・広域化等の重点項目を実施する場合、1につき上限額を100万円(全国的な団体は400万円)引き上げ)

② 第2種

都道府県の中小建設事業主等を対象に雇用改善を推進するための事業を行う当該都道府県の中小元方建設事業主団体に対し、経費の2/3(限度額:1,400万円、教育訓練実施の共同化・広域化等の重点項目を実施する場合、1につき上限額を100万円引き上げ)

建設業需給調整機能強化促進助成金の拡充

1 趣旨

倒産等により離職を余儀なくされる建設労働者等の業界内での円滑な労働移動が図られるよう、地域の建設事業主団体が、職を求める技能労働者等の職務経歴、技能検定等の能力評価や保有資格情報を含む人材情報の集積、人材を求める建設事業主への提供、団体間での情報共有、職業紹介を行うことを促進するため建設業需給調整機能強化促進助成金を拡充する。

2 内容

(1) 助成要件

建設事業主団体が、職を求める建設労働者等の職務経歴、技能検定等の能力評価や保有資格情報を含む人材情報の集積、人材を求める建設事業主への提供、団体間での情報共有、職業紹介を行う体制の整備を行う場合に助成

(2) 助成額

初期経費の2/3を助成（限度額100万円）

3 拡充の内容

(1) 助成対象経費

- ・ 無料の職業紹介事業の実施の準備に要する経費のうち、設備、備品、必要な知識の習得に要した経費その他職業紹介事業を実施する上で必要な初期経費

↓（下記を追加）

- ・ 建設事業主団体が、職を求める建設労働者等の人材情報の集積、提供、情報共有、職業紹介、送出先のあつ旋の事業（以下「人材情報提供事業」という。）の実施の準備に要する経費のうち、設備、備品、システム開発、必要な知識の習得に要した経費その他人材情報提供事業を実施する上で必要な初期経費

(2) 限度額

80万円

↓

100万円

(参考)

建設業需給調整機能強化促進助成金の概要（現行）

1 趣 旨

中小建設事業主の団体が、離職を余儀なくされる建設労働者又は離職を余儀なくされた建設労働者に対し、無料の職業紹介事業を実施する場合に助成金を支給し、建設業における団体による需給調整機能の強化を図り、もって、建設労働者の円滑な労働移動に資することを目的とする。

2 助成要件

中小建設事業主が雇用する建設労働者で離職を余儀なくされる者又は中小建設事業主から離職を余儀なくされた建設労働者に対し、無料で職業紹介事業を実施しようとする中小建設事業主の団体に対して、その準備に要する経費のうち、設備、備品、必要な知識の習得に要した経費その他職業紹介事業を実施する上で必要な初期費用に対して助成する。

3 助成額

無料職業紹介事業の実施に係る初期経費の 2/3（限度額 80 万円）。